

3 0 財 財 第 9 5 号

平成 3 0 年 1 0 月 9 日

局 (区) 長
教 育 長
行政委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
会 計 管 理 者

副 市 長

平成 3 1 年度予算編成方針について (依命通達)

1 市財政の現状と平成 3 1 年度の財政見通し

本市の財政は、経済状況の緩やかな回復などを背景に市税収入が堅調な動きとなっているものの、政令指定都市移行に伴う都市基盤整備などの財源として活用した市債の返済が高止まりしているほか、少子・高齢化の進展に伴い扶助費等が増加する状況が続いている。

平成 2 9 年度決算では、市税が予算を上回ったことなどから 3 2 億円の実質収支を確保したほか、国民健康保険事業の累積赤字が 1 1 年ぶりに解消するとともに、主要債務総額の削減や、健全化判断比率である実質公債費比率及び将来負担比率の低減など、財政健全化プランの取組目標が概ね達成され、これまでの財政健全化に向けた取組みの効果が着実に表れている。

しかしながら、病院事業の累積欠損金のほか、基金からの借入残高は依然として多額であり、病院事業において発生している資金不足比率の解消や、健全化判断比率の低減などの財政健全化に向けた取組みを今後も着実に推進していく必要がある。

平成31年度の本市の財政見通しは、歳入では、自主財源の根幹をなす市税は、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う税源移譲による個人市民税の増を除くと大幅な増収は見込めないほか、依存財源の国庫補助負担金や地方交付税等についても、国の予算編成の動向を見極める必要がある。

また、市債の活用については、健全化判断比率等への影響を考慮する必要があるほか、財産収入などの臨時的な収入も多くを見込めない状況である。

一方、歳出では、介護、子育ての分野などで、急速に進展する少子・超高齢社会への的確な対応が求められることなどから、多額の財政需要が見込まれている。

2 予算編成における基本的な方針

新年度予算編成で見込まれる多額の財政需要に対応するためには、あらゆる歳入の確保やさらなる既存事務事業の整理・合理化を行う必要がある。

一方で、急速に進行する少子・超高齢化や、今後予想される人口減少社会の到来を踏まえ、本市が将来にわたり都市の活力を維持するために、長期的な展望に立った行財政運営を進めていかなければならない。

このため、平成31年度予算は、以下の項目を基本的な方針として編成する。

(1) 財政健全化に向けた取組み及び行政改革の推進

財政健全化プラン及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、改善策については、的確に予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、適宜、事業効果や必要性について検証を行い、状況に応じて見直しを図る。

(2) 第3次実施計画事業等の推進

2年度目である第3次実施計画について、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図る。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを見据え、地方創生など本市のさらなる発展に向けた取組みを推進する。

(3) 予算要求基準

ア 経常的経費

裁量的経費、あるいは削減余地のある固定的経費等については、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

イ 臨時的経費

第3次実施計画事業にあっては、平成31年度計画額の範囲内で所要額を見積もること。

なお、各局の自主性・戦略性に基づく、施策の選択・重点化を促

進する観点から、上記の経費における相互流用を可能とする。

3 国の予算と地方財政

国における予算編成は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、今後明らかになる国の平成31年度予算編成や地方財政対策等の内容を踏まえ、適切に対応する必要がある。

今後とも、政府における政策変更など情報収集に努め、状況の変化に柔軟に対応できるよう留意すること。

なお、消費税率の改定に係る影響については、歳入歳出予算に的確に反映していくこと。